

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

下記に当社における情報提供項目を公開致します。（令和 5 年 3 月 31 日時点）

労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称および所在地	株式会社ケープロジェクト 本社 東京都千代田区外神田 3-14-3 福栄秋葉原ビル 8 階
派遣労働者の数	19 人
派遣先の数	10 社
マージン率	42.1%
労働者派遣料金	27,656 円(1 日 8 時間当たりの平均)
派遣期間中の 派遣労働者の賃金	16,014 円(1 日 8 時間当たりの平均)

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金
会社運営経費	
健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）、登録会場費
就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等）
営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育、ビジネスマナー教育、各種 PC 研修

その他参考と認められる事項

スポーツフィットネスクラブが半額で利用できるなどのサービスが受けられます。

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している(協定書の有効期間終期：令和6年3月31日)

・ 協定労働者の範囲(ソフトウェア開発の業務に従事する従業員)